

第3章 計画の基本目標・目指す環境像

第1節 計画の基本目標

「目指す環境像」とは、山梨市がこれからどのような環境を目指して、この計画を進めていくのか、最も基本となる目標です。

環境基本計画では、市民・事業者・市の三者が連携・協力(協働)し、ともに市の環境保全と創造を図って行かなければなりません。そのため、この「目指す環境像」は、市民や事業者の皆さんに対し、本市が今後どのような施策方針を描くのか、わかりやすく、かつ親しみのあるものである必要があります。

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、四季折々の自然美や森林浴を求め、毎年多くの観光客が訪れます。また、「万葉うたまつりとホテル観賞会」などをはじめ、さまざまな行事やイベントが開催されるなど、芸術、文化的風土を有する地域でもあります。

このような本市の特徴的な環境を守り育てていくことを市の環境の将来像とし、「目指す環境像」は次のとおりとしました。

【目指す環境像】

「豊かな自然をみんなで未来へ継承する快適環境都市 山梨市」

「山梨市環境基本条例」の基本理念で述べられている「現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたり引き継がれていくように推進されなければならないこと」という理念に基づき、将来の世代へよりよい環境を継承させていくことを意味しています。

第2節 目指す5つの保全

本市が目指す環境像である「豊かな自然をみんなで未来へ継承する快適環境都市 山梨市」の実現に向けて目標となる5つの基本方針を設定します。

(1) 社会環境の保全

有限の資源を大切にするためには、これまでの「大量生産、大量消費、大量廃棄」の生活を改める必要があります。このため、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、廃棄物の減量と循環型社会の構築を図ります。

(2) 自然環境の保全

本市には、秩父多摩甲斐国立公園や県自然環境保全地区などの貴重な自然環境が残っています。これらに生息する野生生物の種の保全、ホタルの保護など、生物の多様な生息環境の保全を図ります。

(3) 生活環境の保全

大気環境、水環境、音環境などを健全の状態に保ち、本市に住む人々の安全で健康かつ文化的な生活の保全を図ります。

(4) 快適環境の保全

私たちに潤いと安らぎを与えてくれる公園・緑地など、快適なまちの保全と良好な景観、文化財などの保全を図ります。

(5) 地球環境の保全

地球温暖化などの地球環境問題の解決に向け、事業活動や日常生活全般を環境への負荷の少ないものに改め、地球環境の保全を図ります。